

神戸市おたふくかぜ予防接種費用助成事業実施要領

1. 趣旨

この要領は、「神戸市定期予防接種及び行政措置予防接種費用助成要綱」に基づき実施する、おたふくかぜ予防接種費用の助成について必要な事項を定める。

2. 実施主体

神戸市

3. 実施機関

神戸市内の予防接種契約医療機関

4. 助成対象者

以下のすべて該当する者

- (1) 神戸市内に住所を有する者
- (2) 接種日現在満1歳～2歳（3歳の誕生日の前日まで）の者
- (3) おたふくかぜの既往歴がない者

5. 対象となるワクチン

乾燥弱毒生おたふくかぜワクチン

6. 助成回数と助成額

一人あたり1回2,000円

〈注意事項〉

- ① 被接種者の自己負担額は医療機関の定める接種料金より2,000円を差引いた額を徴収する。
- ② 低所得者等への特例措置はないものとする。

6. 不正利得の返還

神戸市は、偽りその他の不正な手段により「神戸市おたふくかぜ予防接種助成事業実施要領」による助成金の交付を受けた者がいるときは、その者から当該交付した助成金の額の全部又は一部を返還させることができる。

附 則

この要領は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。